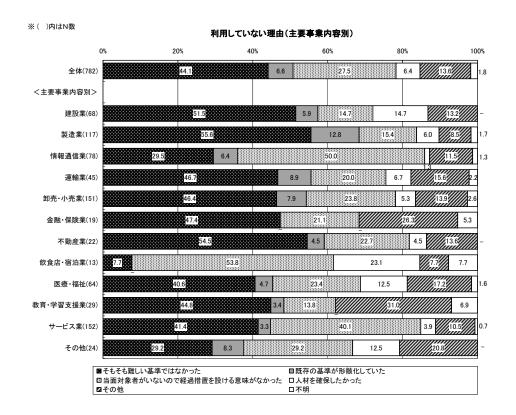
## 第2章 高年齢者雇用安定法改正に関する調査結果

## (2) -2 経過措置を利用していない理由

○法改正及び 12 年間の経過措置の内容について知っており、12 年間の経過措置を利用していない 782 社において、12 年間の経過措置を利用していない理由(単数回答)は、「そもそも難しい基準ではなかった」(44.1%)が最も多く、次いで「当面対象者がいないので経過措置を設ける意味がなかった」(27.5%)となっている。



## 5. 指針の認知度

○法改正について知っており、12年間の経過措置の内容についても知っている 2,097 社において、「高年齢者雇用確保措置の実施及び運用に関する指針」に関して、「指針のことを知っており、内容についても知っている」は 75.3%、「指針のことは知っているが、内容については詳しく知らない」は 17.6%となっている。